

平成17年6月8日  
東京都告示第846号  
改正平成21年10月7日

## 東京都マンション環境性能表示基準

### 1 目的

この基準は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号。以下「条例」という。）第23条の2第1項の規定により、マンション環境性能表示の表示方法その他の事項に関する基準を定めることを目的とする。

### 2 マンション環境性能の評価基準

- (1) マンション環境性能の評価は、条例第23条の3第1項に規定する特定マンション建築主（以下「特定マンション建築主」という。）が、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成13年東京都規則第34号。以下「規則」という。）第13条の2第2項各号に掲げる措置ごとに、東京都建築物環境配慮指針（平成21年東京都告示第1336号）で定める評価基準（以下「評価基準」という。）の段階に基づき、別表に掲げる基準により行う。
- (2) 評価は星印（★★★）、（★★）、（★）、（★の表示なし）を用いて表すこととし、星印3つを上位とする。
- (3) 評価基準は、平成21年度を基準年度とする。

### 3 マンション環境性能表示の様式

別記様式のとおりとする。

### 4 マンション環境性能表示の表示方法の基準

- (1) マンション環境性能表示は、規則第13条の3第1項に規定する広告（以下「広告」という。）の見やすい場所に1箇所以上表示すること。
- (2) マンション環境性能表示を構成する文字、記号及びイラストは、鮮明であり、かつ、容易に識別できるものとする。
- (3) 印刷上の制約等から規定された色を使用することができない場合は、規定された色の代わりに黒を使用してもよい。この場合、(2)に反しないものとする。
- (4) 同一敷地内にある複数の特定マンションを同一広告に掲載する場合は、特定マンションごとにマンション環境性能表示を表示するものとし、特定マンションと当該マンション環境性能表示との対応関係が分かるように表示すること。ただし、同一の評価の特定マンションが複数ある場合、同一評価の特定マンションについては一つのマンション環境性能表示によることができるものとする。

### 5 広告面積の算出基準等

- (1) 規則第13条の3第3項に規定する広告の面積は、一つの広告に特定マンションの広告とその他の建築物の広告（以下「他の広告」という。）が掲載されている場合は、当該特定マンションの広告面積を基準とする。
- (2) 特定マンションの広告と他の広告とが明確に区分されていない場合は、特定マンショ

ンの広告と隣接する他の広告それぞれにおいて、隣接する側に一番近い文字、数字、記号、イラスト及び写真等の隣接側の端と端の中間の位置を広告の境界と判断して、面積を算出する。

別表

規則第13条の2第2項で定める措置	東京都建築物環境配慮指針別表第1（住宅）				マンション環境性能表示	
	分野	区分	細区分	評価基準の段階	項目名	評価及び表示方法
建築物の熱負荷の低減	エネルギーの使用の合理化	建築物の熱負荷の低減	建築物の形状・配置、外壁・屋根の断熱、窓部の熱負荷の低減	1	建物の断熱性	★
				2		★★
				3		★★★
設備のエネルギーの使用の合理化		省エネルギーシステム	設備システムの省エネルギー	1	設備の省エネ性	★
				2		★★
				3		★★★
再生可能エネルギーの利用		再生可能エネルギーの利用	再生可能エネルギーの変換利用	2	太陽光発電・太陽熱	評価基準の段階2のうち太陽光又は太陽熱を利用する設備の定格出力の合計が5kW未満の場合を1点、5kW以上10kW未満の場合を2点、評価基準の段階3を3点とし、その点にしたがって次のとおりとする。  0点の場合は★の表示なし 1点の場合は★ 2点の場合は★★ 3点の場合は★★★
				3		
建築物の長寿命化	資源の適正利用	長寿命化等	維持管理、更新、改修、用途の変更等の自由度の確保	2	建物の長寿命化	評価基準の段階2を1点、評価基準の段階3を2点とし、その合計点にしたがって次のとおりとする。  0点及び1点の場合は★ 2点の場合は★★ 3点以上の場合は★★★
				3		
			躯体の劣化対策	2		
緑化	自然環境の保全	緑化	緑の量の確保	2	みどり	評価基準の段階2を1点、評価基準の段階3を2点とし、その合計点にしたがって次のとおりとする。  0点及び1点の場合は★ 2点の場合は★★ 3点以上の場合は★★★
				3		
			緑の質の確保及び生態系への配慮	2		
				3		

別記様式



備考

- 1 評価の段階を表す星印は、左から順に記載すること。
- 2 マンション環境性能表示の大きさは、縦 37mm 以上、横 60mm 以上とすること。
- 3 マンション環境性能表示の色は、次のとおりとする。

区 分	色（4色分解による色指定）
マンション環境性能表示の項目名の網掛け部分	若草（C：15%、Y：20%）
その他の部分	黄緑（C：65%、M：5%、Y：100%）